

第4章

安全・快適、みどりあふれるまち

- | | | | | | |
|------|--------------------------|-----|----|--------------------------|-----|
| 40-1 | 良好な地域環境を作る … | 134 | 45 | 地域生活を支える
駅周辺のまちづくり …… | 161 |
| 40-2 | 地域特性を活かした
まちづくりの推進 …… | 138 | 46 | みどりの保全と創出 …… | 164 |
| 41 | 災害に強い安全な
まちづくり …… | 142 | 47 | 自立分散型エネルギー社会の
構築 …… | 167 |
| 42 | 地域防災力の向上 …… | 147 | 48 | リサイクルの推進と
ごみの発生抑制 …… | 170 |
| 43 | 安全・安心な地域づくり … | 151 | 49 | 住まい確保のサポート …… | 175 |
| 44 | 鉄道・道路など
都市インフラの整備 …… | 153 | | | |



商店街での打ち水大作戦

40-1 良好な地域環境を作る

【関連文書：「ねりまのかんきょう」練馬区環境部環境課】

(1) まちづくりで環境に配慮する

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模なまちづくりを進める際に、その計画の実施が環境に与える影響を予測・評価して結果を公表し、住民や自治体の意見を事業計画に反映させて、環境に対する著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続きである。

区が関係地域になった事業は、令和元年度末現在20件である。

(2) 公害問題の解決を図り、地球環境の保全・改善を推進する

●大気汚染

大気汚染は、自動車や工場等から排出される窒素酸化物、光化学オキシダントおよび浮遊粒子状物質等によって引き起こされている。大気汚染物質に関する環境基準（※）は、つぎの表のとおりである。

特に、廃棄物焼却炉を主な発生源とするダイオキシン類汚染と、建築物の耐火材等に使用されていたアスベストの飛散が問題となっている。このため、環境調査および発生源対策を実施している。

※環境基準：

「環境基本法」に基づき定められた、人の健康を保護し生活環境を良好に保つため維持することが望ましい基準

〔大気汚染物質に関する環境基準〕

物質	環境基準	長期的評価の方法
二酸化窒素（※）	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する日の値（98%値）が0.06ppm以下であれば「達成」とする。
浮遊粒子状物質（※）	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあたるものを除外した日の値（2%除外値）が環境基準以下であれば「達成」とする。 （ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」）
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下	

※：1年間に6,000時間以上測定した測定局が評価の対象

1 大気汚染の状況

区内における大気汚染の実態を把握するため、区は13か所の測定室を設置している。令和元年度の各大気汚染物質の状況は、つぎのとおりである。

〔大気汚染測定結果（区測定）〕

令和元年度

測定室	二酸化窒素 (NO ₂) (単位：ppm)			浮遊粒子状物質 (SPM) (単位：mg/m ³)			光化学オキシダント (O _x) (単位：ppm)	
	適否	1日平均値	1時間値の98%日平均値	適否	1日平均値	2%日平均値の除外値	適否	1時間値
豊玉北	○	0.013	0.030	○	0.015	0.038	×	0.145
石神井南中学校	○	0.013	0.029	-	-	-	×	0.158
大泉中学校	○	0.014	0.032	-	-	-	×	0.145
北町小学校	○	0.020	0.036	-	-	-	-	-
くすのき緑地	○	0.022	0.040	-	-	-	-	-
石神井西小学校	○	0.018	0.032	-	-	-	-	-
長光寺橋公園	○	0.019	0.034	○	0.015	0.042	-	-
谷原交差点	○	0.019	0.035	○	0.017	0.043	-	-
大泉北小学校	○	0.015	0.030	-	-	-	-	-
小竹	○	0.015	0.033	○	0.014	0.038	-	-
高松一丁目	○	0.015	0.031	○	0.013	0.039	-	-
大泉町三丁目	○	0.015	0.029	-	-	-	-	-
大泉町四丁目	○	0.016	0.030	-	-	-	-	-

注：適否とは、環境基準を達成できたか否かを表す。

(1) 二酸化窒素 (NO₂) 1時間値の1日平均値（一般環境・沿道環境）

1時間値の1日平均値は、30年度と比較し、一般環境では2か所、沿道環境では9か所で減少した。環境基準は、全か所とも達成した。

〔一般環境〕

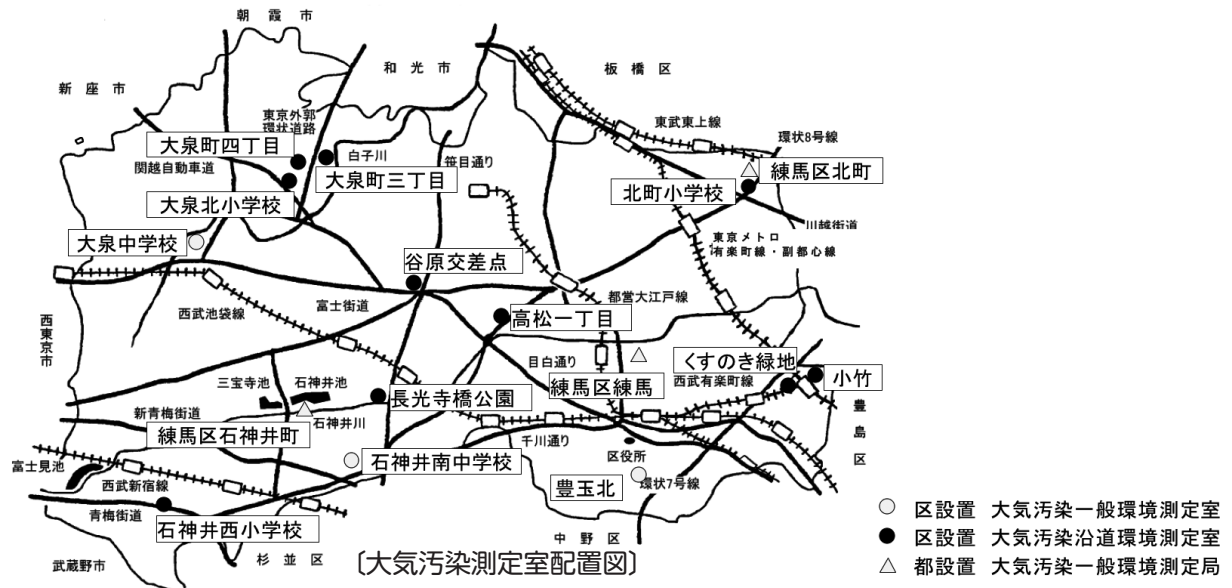
(単位：ppm)

測定室	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
豊玉北	0.017	0.015	0.015	0.014	0.013
石神井南中学校	0.016	0.016	0.016	0.014	0.013
大泉中学校	0.017	0.017	0.016	0.014	0.014

〔沿道環境〕

(単位：ppm)

測定室	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
北町小学校	0.027	0.024	0.025	0.022	0.020
くすのき緑地	0.027	0.026	0.025	0.023	0.022
石神井西小学校	0.023	0.021	0.022	0.020	0.018
長光寺橋公園	0.024	0.022	0.022	0.020	0.019
谷原交差点	0.024	0.022	0.023	0.021	0.019
大泉北小学校	0.018	0.017	0.017	0.015	0.015
小竹	0.020	0.019	0.019	0.017	0.015
高松一丁目	0.019	0.018	0.018	0.016	0.015
大泉町三丁目	0.020	0.019	0.018	0.016	0.015
大泉町四丁目	0.022	0.020	0.019	0.017	0.016



(2) 浮遊粒子状物質 (SPM) 1時間値の1日平均値
1時間値の1日平均値については、30年度と比較し、全か所の測定室で減少した。環境基準については、全か所とも達成した。

〔浮遊粒子状物質 (SPM)〕 (単位: mg/m³)

測定室	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
豊玉北	0.019	0.017	0.016	0.020	0.015
長光寺橋公園	0.020	0.018	0.018	0.018	0.015
谷原交差点	0.022	0.018	0.018	0.019	0.017
小竹	0.020	0.020	0.019	0.021	0.014
高松一丁目	0.019	0.017	0.017	0.016	0.013

(3) 光化学オキシダント (Ox) 1時間値
環境基準 (1時間値 0.06ppm 以下) については、全か所とも達成していない。

〔光化学オキシダント (Ox)〕 (単位: ppm)

測定室	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
豊玉北	0.186	0.136	0.159	0.160	0.145
石神井南中学校	0.180	0.144	0.161	0.137	0.158
大泉中学校	0.184	0.133	0.151	0.126	0.145

2 光化学スモッグ

令和元年度の注意報の発令日数は5日で、光化学スモッグによると思われる被害の届出はなかった。

3 ダイオキシン類環境調査

令和元年度も区内3か所で年4回 (5・8・11・2月)、大気環境中のダイオキシン類について調査を行った。

結果は、各項目とも、全ての地点において環境基準を下回っていた。

4 アスベスト環境調査

令和元年度も区内4か所で年4回 (5・8・11・2月)、大気環境中のアスベストについて調査を行った。

結果は0.27本/L (総繊維数濃度) であった。
なお、アスベストの環境基準は現在のところ設定されていない。

●練馬区アスベスト飛散防止条例

18年1月に「練馬区アスベスト飛散防止条例」を施行し、「大気汚染防止法」対象外のアスベスト含有成形板の除去工事等について、規模に応じて区への事前届出およびアスベストの飛散防止対策等を義務付けている。

また、露出したアスベスト含有吹付け材が存在する一定規模以上の集客施設等に対し、除去・囲い込み等の措置を義務付けている。

●事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、59種類の化学物質について年間各100kg以上使用した場合に、使用量等を区長に報告することが義務付けられている。

令和元年度は、ガソリンスタンド等55事業所から使用量等の報告があった。

●事業所の土壌汚染対策に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、有害物質による土壌汚染が人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、以下の場合には土壌調査が義務付けられている。

1 対象となる事業所

指定された26物質 (揮発性有機化合物、重金属、農薬等) の取扱い履歴のある事業所

2 対象となる状況

- (1) 事業場の廃止または建物を除却する場合
 - (2) 3,000m²以上の土地等を改変する場合 (都所管)
- 令和元年度は、7事業所から区へ調査結果の報

告があった。

調査の結果、汚染が判明した場合には、基準を超過した物質の種類や汚染の状態に応じた措置を講じなければならない。

●放射線量の測定

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受けて、23年6月から区内の区立施設12か所の定点で空間放射線量の測定を行っている。

令和元年度の測定結果は0.023～0.071マイクロシーベルト/時であり、区の対応基準である0.24マイクロシーベルト/時以下であった。

●水質汚濁

水質汚濁は生活排水、工場・事業所の排水などの影響によって生じる現象である。水質汚濁が進むと悪臭や水生生物の生息に影響を与える。

区内の河川の水質は全般的に改善しており、魚類などの水生生物も見られるようになってきている。

水質調査結果は、降雨や河川改修工事の影響を除き、水の性質や見た目の清浄さを示す生活環境項目、人の健康に影響を及ぼす恐れのある有機重金属等の項目のいずれも環境基準を満たしている。

●公害に関する苦情および陳情の処理事務

公害問題の解決に向けた取組として、公害を未然に防ぐための環境教育の実施等が必要である。

特に、騒音や振動、悪臭等の解決については、一人ひとりが地域社会の中でお互いの生活を尊重し、思いやりを持った行動をとることが望まれる。区は、騒音計・振動計の貸出しやパンフレットの配布、苦情相談への対応を行っている。

また、公害の防止と問題の早期解決を図るため、夜間騒音等実態調査を実施している。令和元年度は延べ20件実施した。

〔現象・業種別苦情受付件数〕 (単位：件) 令和元年度

	工場	指定作業場	建設作業	一般	合計	構成比 (%)
ばい煙	0	0	0	10	10	3.8
粉じん	1	1	19	1	22	8.3
アスベスト	0	0	10	1	11	4.1
有害ガス	1	0	0	0	1	0.4
悪臭	1	3	1	29	34	12.8
汚水	0	0	0	0	0	—
騒音	2	6	82	45	135	50.8
振動	0	1	47	2	50	18.8
その他	0	0	2	1	3	1.1
合計	5	11	161	89	266	100.0

注：2項目以上の公害現象がある場合、各現象ごとに1件としてカウント

(3) まちの美化を進める

●「ポイ捨て・落書防止条例」および「歩行喫煙等の防止条例」の施行

「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」(9年3月制定)、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」(21年10月制定)に基づき、環境の美化や安全で快適な地域社会のため、区・区民・事業者が協力して以下の取組を行っている。

1 まち美化意識の啓発

区内一斉清掃(5月26日・11月24日)と歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン(区内3駅周辺)を実施した。

2 美化活動の推進

(1) 環境美化推進地区

区民が積極的にまちの環境美化に取り組んでいる地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等に清掃用具を提供したり、地域内の落書き消しを実施するなどの支援を行っている。(令和元年度43地区 50,696世帯)

(2) 環境美化活動団体

区民による自主的の清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供している。(令和元年度町会・自治会68団体 60,734世帯、ボランティア団体70団体 14,742人)

3 条例の周知および歩行喫煙等の防止の推進

(1) マナーアップ指導業務

21年12月からマナーアップ指導員が区内の駅周辺を中心に巡回し、歩行喫煙者等に対する注意指導を行っている。

(2) 路面表示シート等による周知

歩行喫煙等の禁止を促す路面表示シートを区内の駅周辺の約1,200か所に貼付している。

また、29年度から区内198本の電柱に巻看板を掲出している。



〔路面表示シート〕

(3) 喫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、令和元年度末現在、練馬駅2か所、大泉学園駅、中村橋駅、光が丘駅に喫煙所を設置している。

4 歩行喫煙率調査

歩行喫煙の現況を把握するため、14年度から、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査している。

歩行喫煙率は、14年度2.6%だったものが、令和元年度には0.1%にまで減少した。(数値は4駅全20調査地点の集計値)

5 ポイ捨て実態調査

区内の駅周辺におけるポイ捨ての現況を把握するため、19年度から練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で、ポイ捨てされたたばこの吸い殻の本数を調査している。

調査開始当初は、4駅の吸い殻本数の合計は500本前後であった。令和元年度は138本となっている。

6 落書き対策

民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、区が業者に委託して落書き消しを行っている。(令和元年度は4件、4か所、延べ8.05㎡)

●空き家およびいわゆる「ごみ屋敷」対策の推進

適正に管理が行われていない空き家が、防災・防犯面での懸念や不法投棄の誘発、景観の阻害など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。国は、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、併せて空き家の活用を促進するため、26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を制定し、27年5月に全面施行した。

一方で、空き家だけではなく、居住者がいながら堆積物等による不良な状態にある居住建築物(いわゆる「ごみ屋敷」)をめぐる問題も、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

区は、「練馬区空き家等対策計画」を29年2月に策定するとともに、計画に基づく取組を適切に進めるため、同年7月に「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」を制定し、同年10月に全面施行した。

条例制定後は、練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会を開催するなど、問題の解決に向けた取組・手続等を推進している。

●あき地管理

区では、あき地の適正な管理を図るため、所有者等に対し、あき地の自主管理を依頼している。

●カラス対策

民有地の樹木などにカラスが営巣し、親カラスが人を威嚇、攻撃する状況にある場合、その原因となる巣などの撤去を行っている。

令和元年度は14巣を撤去した。

●アライグマ・ハクビシン対策

30年度からアライグマやハクビシンが天井裏へ侵

入する等の生活被害を受けている場合、区が業者に委託してわなを設置し、捕獲する事業を行っている。

令和元年度はハクビシンを27頭捕獲した。